

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-4
許認可等の種類	応急入院指定病院の指定			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第33条の7第1項			
許認可等の概要	応急入院者を入院させることができる応急入院指定病院の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月8日 厚生省告示第127号)</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して診療応需できる態勢を整えていること。 二 当該精神科病院の病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が当該病棟の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。 三 応急入院者等のための病床として、第1号に規定する日に、1床以上確保していること。 四 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。 五 法第33条の7第2項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。 イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。 ロ 当該精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	審査等に要する期間			